

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（9月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
9月12日	最終処分場の外周路	0.042	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.035	
9月17日	漁網の埋立場所の上部	0.022	12日は埋立処理作業中のため測定日を変更しています。
9月19日	最終処分場の外周路	0.052	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.027	
	漁網の埋立場所の上部	0.027	
9月26日	最終処分場の外周路	0.042	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.020	
	漁網の埋立場所の上部	0.032	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/ℓ

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/ℓ)
9月10日	2.2未満	2.5未満	4.7未満
9月17日	2.1未満	2.1未満	4.2未満
9月24日	2.1未満	2.3未満	4.4未満

分析機関：一般財団法人 北里環境科学センター

測定機器：γ線スペクトロメーター LB 2045

※数値に未満の表記ある場合は、すべて測定下限値であることを示しています。

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/ℓ未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/ℓ未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】

$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq}/\ell)$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（10月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位： マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
10月3日	最終処分場の外周路	0.032	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.025	
	漁網の埋立場所の上部	0.032	
10月10日	最終処分場の外周路	0.052	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.017	
	漁網の埋立場所の上部	0.047	
10月17日	最終処分場の外周路	0.052	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.027	
	漁網の埋立場所の上部	0.030	
10月24日	最終処分場の外周路	0.035	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.017	
	漁網の埋立場所の上部	0.030	
10月31日	最終処分場の外周路	0.030	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.027	
	漁網の埋立場所の上部	0.030	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位： Bq/ℓ

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/ℓ)
10月1日	2.1未満	2.8未満	4.9未満
10月8日	2.8未満	2.5未満	5.3未満
10月15日	2.1未満	2.5未満	4.6未満
10月22日	2.1未満	2.5未満	4.6未満
10月29日	2.2未満	2.7未満	4.9未満

分析機関：一般財団法人 北里環境科学センター

測定機器：γ線スペクトロメーター LB 2045

※数値に未満の表記ある場合は、すべて測定下限値であることを示しています。

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/ℓ未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/ℓ未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】
$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/ℓ})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（11月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
11月7日	最終処分場の外周路	0.032	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.017	
	漁網の埋立場所の上部	0.025	
11月14日	最終処分場の外周路	0.040	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.025	
	漁網の埋立場所の上部	0.030	
11月21日	最終処分場の外周路	0.047	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.027	
	漁網の埋立場所の上部	0.050	
11月28日	最終処分場の外周路	0.067	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.037	
	漁網の埋立場所の上部	0.035	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/ℓ

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/ℓ)
11月5日	2.8未満	2.5未満	5.3未満
11月12日	2.8未満	2.5未満	5.3未満
11月19日	2.1未満	2.2未満	4.3未満
11月26日	2.2未満	2.9未満	5.1未満

分析機関：一般財団法人 北里環境科学センター

測定機器：γ線スペクトロメーター LB 2045

※数値に未満の表記ある場合は、すべて測定下限値であることを示しています。

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/ℓ未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/ℓ未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】
$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/ℓ})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（12月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
12月5日	最終処分場の外周路	0.057	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.027	
	漁網の埋立場所の上部	0.045	
12月12日	最終処分場の外周路	0.060	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.042	
	漁網の埋立場所の上部	0.037	
12月19日	最終処分場の外周路	0.050	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.030	
	漁網の埋立場所の上部	0.035	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/ℓ

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/ℓ)
12月10日	3	2.3未満	5.3未満
12月17日	2.1	2.4未満	4.5未満
12月24日	2.1	2.7未満	4.8未満

分析機関：一般財団法人 北里環境科学センター

測定機器：γ線スペクトロメーター LB 2045

※数値に未満の表記ある場合は、すべて測定下限値であることを示しています。

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/ℓ未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/ℓ未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】

$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/ℓ})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（1月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
1月16日	最終処分場の外周路	0.042	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.037	
	漁網の埋立場所の上部	0.035	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/ℓ

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/ℓ)
1月14日	2.1未満	2.6未満	4.7未満

分析機関：一般財団法人 北里環境科学センター

測定機器：γ線スペクトロメーター LB 2045

※数値に未満の表記ある場合は、すべて測定下限値であることを示しています。

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/ℓ未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/ℓ未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】 $\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1$ (Bq/ℓ)

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（2月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
2月20日	最終処分場の外周路	0.052	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.035	
	漁網の埋立場所の上部	0.032	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量 = (平均値 × 屋外活動8時間 + 平均値 × 屋内活動16時間 × 40%) × 365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs (セシウム) 134	Cs (セシウム) 137	合計 (Bq/l)
2月24日	2.2未満	2.7未満	4.9未満

分析機関：一般財団法人 北里環境科学センター

測定機器：γ線スペクトロメーター LB 2045

※数値に未満の表記ある場合は、すべて測定下限値であることを示しています。

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】
$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$

災害廃棄物（漁網）埋立処理後の空間線量率及び放流水の測定結果（3月分）

（1）空間線量率の測定結果

単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	測定結果（平均値）	備考
3月11日	最終処分場の外周路	0.045	
	漁網搬入場所(旧管理棟)	0.032	
	漁網の埋立場所の上部	0.027	

測定者：箱根町環境センター職員

測定機器：FLUKE製 イオンチェンバーサーベイメーター 型式451P-DE-SI-RYR

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間1,000マイクロシーベルト未満となっているため、次の算式により1時間あたりの限度値を求めると0.19マイクロシーベルトとなります。

「算出式」

年間放射線量＝（平均値×屋外活動8時間＋平均値×屋内活動16時間×40%）×365日

（2）放流水の放射能濃度の測定結果

単位：Bq/l

採取日	Cs（セシウム） 134	Cs（セシウム） 137	合計 (Bq/l)
3月11日	2.2未満	2.9未満	5.1未満

分析機関：一般財団法人 北里環境科学センター

測定機器：γ線スペクトロメーター LB 2045

※数値に未満の表記ある場合は、すべて測定下限値であることを示しています。

※「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」では、放射性セシウムを含む放流水を河川などに流した際に、次の式により算出した値が1を超えないよう管理することとされていることから、濃度限界値は、「Cs(セシウム)134 が、60Bq/l未満、Cs(セシウム)137が、90Bq/l未満」となります。今回の調査結果は、その濃度限界値よりはるかに低い数値であることがわかります。

【算出式】

$$\frac{\text{Cs134の濃度}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度}}{90} \leq 1 \quad (\text{Bq/l})$$